

報告第9号

専決処分の報告について

損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月1日提出

幸手市長 木村純夫

専決第4号

専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和8年3月30日

幸手市長 木村純夫

記

1 相手方

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○ ○ ○ ○

2 事故の概要

令和8年1月1日午後2時頃、市道2-3号線幸手市大字中川崎41-1地先の道路において、道路側溝の柵蓋の破損が原因により、走行中の普通車の左後輪のタイヤがパンク及び車体下部が損傷したものである。

3 損害賠償額

金174,416円

上記金額の内訳（合計に責任割合80%を乗じたものとする。）

修理代 145,420円

代車費用 72,600円

合 計 218,020円